

組織マネジメント力強化支援業務企画提案選考委員会 設置要領

(設置の趣旨)

第1 この要領は、組織マネジメント力強化支援業務企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2 委員会は、組織マネジメント力強化支援業務の受託候補者を選考するため、企画提案の審査を実施する。

(組織)

第3 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会には、委員長を置き、連携協働担当課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総括する。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の学識経験者等から意見等を聴くことができる。

(委員会の開催)

第4 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長の職を行う。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員がやむを得ない理由により委員会を欠席する場合には、欠席する委員が指名する者をもって充てることができる。

(審査)

第5 審査は、別紙1「組織マネジメント力強化支援業務企画提案選考方法」により行う。

(審査の特例)

第6 受託候補者の選定に当たっては、委員会の開催を省略することができる。

2 前項の場合において、委員長は、委員に企画提案書類の審査を依頼し、当該審査結果に基づき、受託候補者を選考するものとする。

(守秘義務)

第7 委員は、当該審査により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、若者女性協働推進室が所管する。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項がある場合は、若者女性協働推進室長が別に定める。

附 則

この要領は令和7年7月16日から施行し、令和7年8月31日をもって廃止する。

【別表】

選考委員

区分	所 属	職 名	氏 名
委員長	環境生活部若者女性協働推進室	連携協働担当課長	青名畑 聡
委員	ふるさと振興部地域振興室	地域振興課長	八巻 渉
委員	ふるさと振興部県北・沿岸振興室	主査	村上 洋平